

京都市告示第482号

京都市コミュニティセンター条例第3条ただし書の規定に基づき、下記のとおり、京都市崇仁コミュニティセンター資料展示施設(柳原銀行記念資料館)を臨時に休館します。

平成21年3月3日

京都市長 門川 大作

1 臨時に休館する期間

平成21年3月4日(水)から平成21年3月7日(土)まで

平成21年4月7日(火)から平成21年4月9日(木)まで

(崇仁コミュニティセンター)